

## 規制改革の社会における公営バス事業の経営に関する調査研究会報告書 (平成16年3月 社団法人公営交通事業協会)のポイント

### (研究会の背景・趣旨)

- 平成14年2月から乗合バスの需給調整規制の廃止を柱とする規制改革が実施。
- 平成14年12月に出された規制改革推進会議の第2次答申において、「公共サービス分野における民間参入を積極的に推進していく観点から」「公営バス事業においても、民営化、民間への事業譲渡、民間委託を推進」するとの考え方が打ち出された。

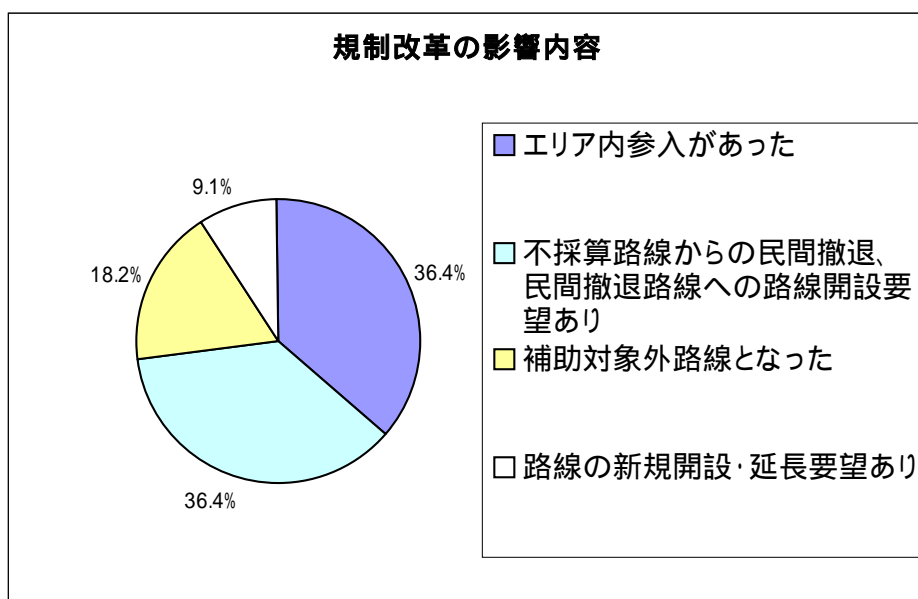
これらの環境変化をふまえ、公営バス事業者においても民間的経営手法の一層の導入は不可欠であり、公営バス事業の業務の見直しを進めるに際して参考にすべき点等を調査研究。

### (報告書のポイント)

#### 1. 規制改革の影響と対応

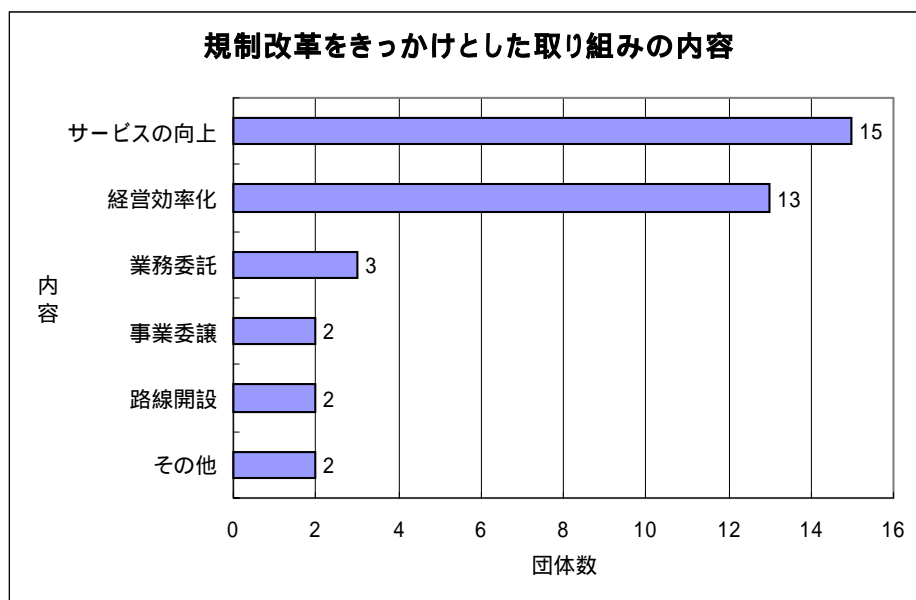
- 規制改革の直接的な影響としては、公営により乗合バス事業を行っている46団体中4団体でエリア内参入、4団体のエリアで民間事業者の撤退があったなど限定的(図1)。(今後時間をかけて影響を見極める必要。)

図1



○間接的な影響としては、民間バス事業者との競争が一層進展し、13団体で経営効率化策、3団体で業務委託、2団体で民間委譲が実施されたほか、約3割の団体において新たに乗継割引制度の導入等のサービス向上対策が実施されるなど住民の利便性が向上した（図2）。

図2



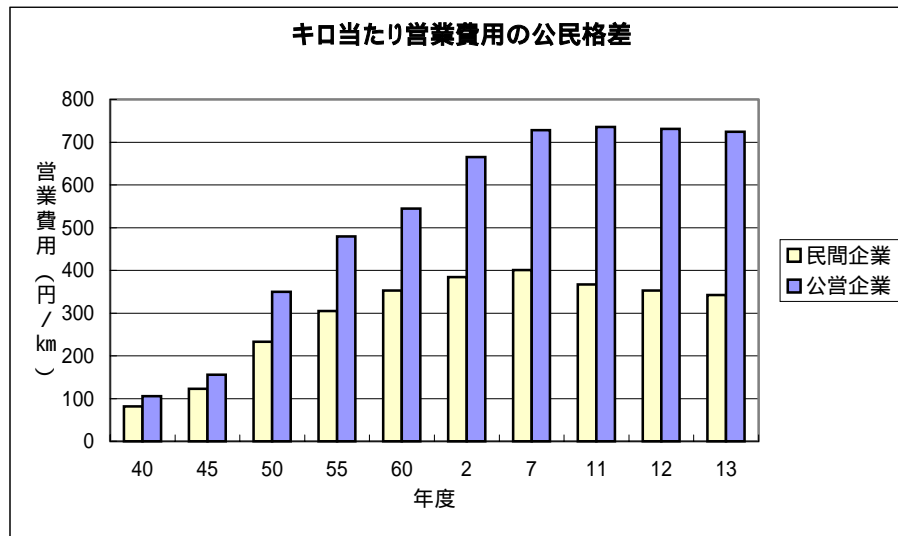
○長期的な利用者の減少が続く中、規制緩和をきっかけに民営バス事業者の撤退の進展も予想され、公営バス事業の経営の見直しだけでなく、地域交通の確保のため、地方公共団体にはこれまで以上の対応が迫られると予想される。

○今後、地域交通の確保については、地域協議会等を通じて地方公共団体の地域交通のマネジメント機能の一層の発揮を期待。さらに、三位一体の改革や合併を進める中で、地域交通に関する国と地方の役割分担の見直しを進める必要がある。

## 2. 民間的経営手法の活用実態と今後の課題

○長期的な乗客の減少傾向を受けて公民ともに赤字傾向。公営バス事業者においても給与の削減等健全化の努力を行っているものの、民営バス事業者では子会社化による人件費の削減や不採算路線からの撤退など徹底的なコスト削減により、バス事業における公民の経営効率の格差は近年拡大しており（図3）公営として存続する場合には、一般行政部門と連携した行政施策の展開等の長所を最大限生かしながら民営並みの経営効率化に努めることが必要。

図 3



○業務委託の実施状況をみてみると、3分の1の事業者で未実施（図4）。全事業者の委託率（総費用に占める委託費の割合）は2.4%である一方、もっとも委託の割合の高い団体は9.7%。業務委託を実施している団体において、委託によって実施前より、車両清掃業務では約60%、車両整備業務では約46%の費用を削減するなど大きな効果をあげている（表1）。各団体においては検討を進め、一層の活用による事業の効率化を期待。

図 4

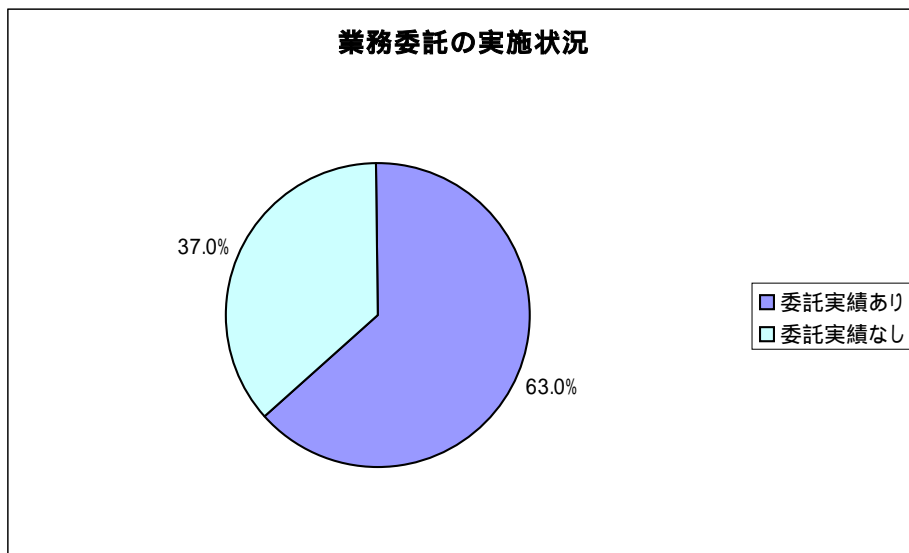


表 1：主な業務の委託の状況

委託業務	実施割合	委託率	効果額	費用削減率
車両整備業	39.1%	29.6%	580百万円	46.3%
車両清掃業	37.0%	99.9%	225百万円	60.8%
案内業務	10.9%	100%	145百万円	72.2%
監理の委託	8.7%	4.4%	936百万円	17.8%

「実施割合」とは当該業務の委託を実施している団体の割合

「委託率」=各事業の委託費合計/各事業の全体事業費合計×100

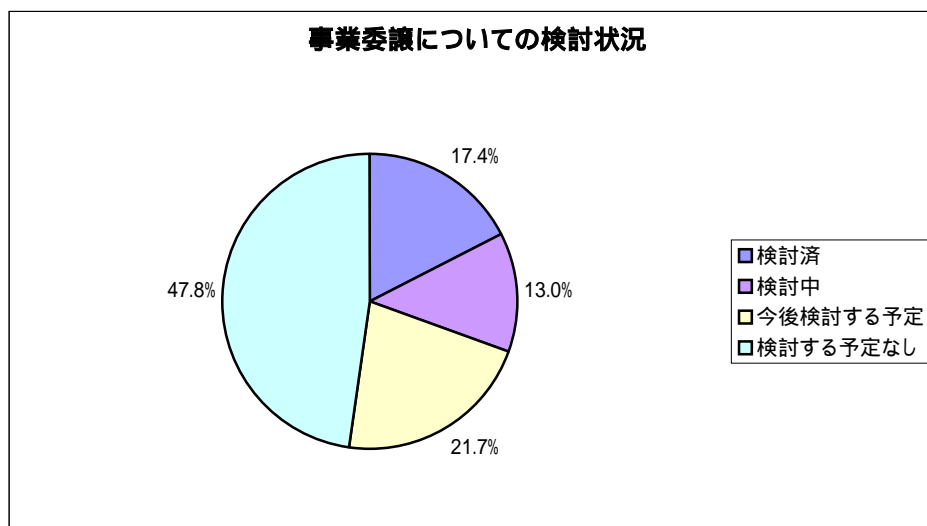
「総削減率」=効果額合計/全46団体の総費用合計×100

「費用削減率」=効果額/(委託費+効果額)×100

「管理の委託」とは、道路運送法第35条に基づき、バス路線を運行する際の運転業務、運行管理業務及び整備管理業務を別会社に委託するが、運営責任、路線権、車両及び収入は委託元帰属し、委託した別会社に人件費などの経費を支払う制度を言う。

○民間委譲については、すでに5団体が平成16年度乃至17年度までに事業全部について予定しているほか、検討中・検討予定の団体は約3分の1の16団体に及び、今後の一層の進展が予想される(図5)。

図5



○大切なことは、地域交通全体を考える中で、地域住民の足をどのようにして確保していくかであり、その手段としてバス事業が有効かつ必要であるなら、公営、民営を含めどういった事業のあり方があるかを地域の住民も含め検討して行くことが必要である。